

令和
七 年
五 條 市 議 会 第 三 回 臨 時 会 会 議 録 (第 一 号)

(令 和 七 年 十 月 二 十 二 日 (水 曜 日))

議 事 日 程 (第 一 号)

令 和 七 年 十 月 二 十 二 日 (水 曜 日) 午 前 十 時 開 議

- 第 一 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 第 二 会 期 決 定 の 件
- 第 三 市 長 の 提 出 議 案 の 説 明
- 第 四 報 第 十 一 号 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て (訴 え の 提 起)
- 第 五 議 第 四 十 八 号 訴 え の 提 起 に つ い て
- 第 六 議 第 四 十 九 号 令 和 七 年 度 五 條 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 四 号) 議 定 に つ い て

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議 事 日 程 の と お り

出 席 議 員 (十 二 名)

一 番	仲 山
二 番	山 本
三 番	直 俊
四 番	嘉 嗣 樹 啓

欠席議員(なし)

説明のための出席者

市長	平
副市長	福
教育長	塚
技監	上
市長公室長	田
総務部長	嶋
危機管理監	野
すこやか市民部長	田
あんしん福祉部長	佳
産業環境部長	和
都市整備部長	由
	隆
	利
	美
	光
	仁
	子
	章
	孝
	哲
	晶
	彰
	充
	彦
	司
	清
	勝
	恵
	豊
	佳
	和
	田
	場
	谷
	林
	岡
	塚
	上
	田
	嶋
	野
	田
	亀
	馬
	横
	栗

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番
大	藤	吉	山	福	岩	窪	吉
谷	富	田	口	塚	本		田
龍	美	雅	耕			佳	
	恵						
雄	子	範	司	実	孝	秀	正

事務局職員出席者

教育部長
西吉野支所長
大塔支所長
財政課長

安満
小田
泉井
窪田
義光
伸之
章也

事務局長
事務局次長
事務局総務係長
事務局係員
速記者

久保
川西
神農
番匠
中嶋

雅彦
孝章
典子
悠輝
大輝

午前十時開会

○議長（岩本 孝）ただいまから、令和七年五條市議会第三回臨時会を開会いたします。

本日、令和七年五條市議会第三回臨時会が招集されましたところ、議員各位には、何かと御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本臨時会には、訴えの提起について等、多数の議案が提出されておりますので、議員各位には、どうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。

○議長（岩本 孝）この際、申し上げます。

会議記録及び市議会だよりG O J O並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。

ただいまの出席議員数は、定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）おはようございます。

本日ここに、令和七年五條市議会第三回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨日、奈良県出身で初の女性総理大臣、高市早苗内閣総理大臣が誕生をいたしました。五條市としても、高市内閣が卓越したリーダーシップと実行力で、日本経済の再生と地方再生の実現に御尽力いただけることを大いに期待しております。そして、国が進める経済施策を注視し、市政発展に鋭意努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、一層の御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、本臨時会におきまして、専決処分の報告等を提出いたしております。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、平素のお礼と議会招集の御挨拶とさせていただきます。

○議長（岩本 孝）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩本 孝）これより日程に入ります。

○議長（岩本 孝）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

十一番	藤	富	美	子	議員
十二番	大	谷	龍	雄	議員
一番	仲	山		嘉	議員

以上、三名の方をお願いします。

○議長（岩本 孝）次に、日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、去る十月十五日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、さきに御通知申し上げますとおり、本日一日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げますとおりであります。

○議長（岩本 孝）次に、日程第三、市長の提出議案の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）本臨時会に提出の諸議案について、御説明を申し上げます。

まず、報第十一号 専決処分報告について（訴えの提起）につきましては、令和七年七月二十三日に堺簡易裁判所へ行った五條市観光交流センターの指定取消し違約金の未納分に係る支払督促の申立てについて、相手方が督促異議を申し立てたことにより、訴えの提起があったものとみなされることとなったことから、当該訴えの提起について、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和七年十月九日付で専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告するものでございます。

次に、議第四十八号 訴えの提起につきましては、五條市観光交流センターの指定管理者に指定された者が、当該指定管理業務を履行しなかつたため、新たに指定管理者が運営するまでの間に市が負担せざるを得なかつた人件費等の損害賠償の請求を提起するため、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第四十九号 令和七年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ十五万二千円を追加し、総額二百六億三千五百八十九万一千円とする予算の補正でございます。内容といたしまして、指定管理者に対する指定取消違約金等請求訴訟費用の追加でございます。財源につきましては、繰越金を見込みまして、補正予算を編成しております。

以上が、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。

○議長（岩本 孝）市長の提出議案の説明が終わりました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第四、報第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）報第十一号 専決処分の報告について（訴えの提起）。

○議長（岩本 孝）報告を求めます。横谷産業環境部長。

〔産業環境部長 横谷隆仁登壇〕

○産業環境部長（横谷隆仁）失礼いたします。ただいま上程いただきました報第十一号 専決処分の報告について（訴えの提起）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、令和七年七月二十三日に堺簡易裁判所へ行った五條市観光交流センターの指定管理者取消に係る違約金の支払い督促の申立てについて、相手方が督促異議を申し立てたことにより、訴えの提起があったものとみなされることとなったことから、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和七年十月九日付で専決処分をしたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、別紙の専決処分の報告（訴えの提起）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は令和七年七月二十三日に、堺簡易裁判所へ行った違約金の未納分に係る支払い督促の申立てについて、相手方が督促異議を申し立てたことにより、訴えの提起があったものとみなされることから、当該訴えの提起について、専決処分をしたものでございます。

続きまして、二ページを御覧いただきたいと存じます。

訴えの提起について、でございます。

訴訟当事者は原告 五條市岡口一丁目三番一号、五條市 代表者 市長 平岡清司。被告 大阪府堺市美原区平尾二八七番地三 株式会社 TKG 代表者 代表取締役 田中清照。事件名は令和七年（ハ）第五八六号違約金請求事件。

訴訟の要旨は違約金の未納分三十万円の支払いを求めるため、民事訴訟法第三百九十五条の規定により、訴えの提起があったものとみなされることとなったためであります。訴訟先は堺簡易裁判所でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（岩本 孝）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）三ページお願いします。訴訟の要旨、五條市観光交流センター指定管理の指定取消しとありますけれども、指定を取消しをしなければならなかった理由はということなのか。またですね、取り消した違約金としての未納分が三十万円とありますけれども、違約金はこの未納分三十万円が違約金の全額であったのか、それとも、違約金は一部は払われているけれども、未納分三十万円残っているのか、その辺はどうですか、これ。

○議長（岩本 孝）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）十二番、大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

指定管理の取消しにつきましては、令和六年度六月議会にて、指定管理の取消しがあったことを報告させていただいてございます。それに伴いまして、違約金、契約協定書の中に違約金三十万円と明記されてございましたので、その分の支払いを求めたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（岩本 孝）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）理由について、六月議会で議会報告したということですが、今日は再度これ、その理由を明らかにしてもらえますか。

○議長（岩本 孝）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

相手方から取消しの申出があったことから、取消しとなったことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

以上で、報第十一号の報告を終わります。

○議長（岩本 孝）次に、日程第五、議第四十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第四十八号 訴えの提起について。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明を求めます。横谷産業環境部長。

〔産業環境部長 横谷隆仁登壇〕

○産業環境部長（横谷隆仁）失礼いたします。ただいま上程いただきました議第四十八号の訴えの提起について、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、相手方が五條市観光交流センターの指定管理業務を履行しなかったため、新たな指定管理者が運営するまでの間に、市が負担せざるを得なかった人件費等の損害賠償の請求を提起したいので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めます。ご

訴訟の相手方は大阪府堺市美原区平尾二八七番地三 株式会社TKG 代表取締役 田中清照。

訴訟の要旨につきましては、相手方が五條市観光交流センターの指定管理業務を履行しなかったため、やむなく令和六年七月一日から同年十二月二十四日まで運営するために負担せざるを得なかった人件費等の損害賠償請求を提起するものでございます。

訴訟先は堺簡易裁判所でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）四ページ、訴訟の要旨のところですね、指定管理業務を履行しなかったため、というふうにありますけれども、先ほどの質問では、この指定管理業者から、もう指定を取り消してくれという要請があったというふうにご答弁ありましたけれども、この株式会社TKGという会社はどういう業務をしている会社ですか、これ。指定管理の入札のときにね、五條市観光交流センターの仕事ができるか、できないかは相手も判断しとるし、市のほうもこの業者やったらやつてもらえるということ、これ、指定したわけですから、これ。その辺はどういう業務をしている会社ですか、TKGというのは。

○議長（岩本 孝）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）十二番、大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

株式会社TKGさん、十二項目ほどございますけれども、飲食店の経営、企画、経営コンサルティング及びフランチャイズの事業、食育等に関するコンテンツの提供、書籍の出版、販売及びイベントの企画・運営、建設業、食料品、調味料等の製造・加工・販売及び輸出入業、食

品加工機器の開発・製造・加工・販売及び輸出入業、酒類の販売及び輸出入業、農作物の生産・加工・販売及び輸出入業、観光事業、住宅宿泊業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業、各種イベントの企画・制作・運営・管理業、美容業、古物業等でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（岩本 孝）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今の答弁ではね、かなりの業務をこなせるような会社のように思いますけれども、それでも断つたと、向こうから断つてきたということですけど、この場合の指定管理料は年間幾らで指定したんですか。

○議長（岩本 孝）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

ゼロ円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本 孝）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第六、議第四十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第四十九号 令和七年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定について。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明を求めます。戸野総務部長。

〔総務部長 戸野 哲登壇〕

○総務部長（戸野 哲）失礼いたします。ただいま上程いただきました、議第四十九号 令和七年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和七年度五條市一般会計補正予算（第四号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、その総額に十五万二千元を追加し、総額で二百六億三千五百八十九万一千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

四。ページを御覧いただきたいと存じます。

商工費、観光振興費の十五万二千元でございますが、前五條市観光交流センター指定管理者に対する指定取消違約金及び損害賠償請求訴訟費用として所要の額を計上するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正につきまして、御説明申し上げます。

三。ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入を御覧いただきたいと存じます。

繰越金において、十五万二千元を追加いたしました。歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（岩本 孝）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）皆さん方から頂いたこの第四号の資料ありますけれども、ここにはですね、内容として、指定管理者に対する指定取消違約金及び損害賠償請求訴訟費用とあるんですけどね、これね、十五万二千元。したらあれですか、この間のね、報第十一号、それから議第四十八号を見てみますとですね、未納分三十万円を支払い求めてますわな、一旦。そして、人件費の損害賠償も提起していることですけども、この訴訟については、違約金、損害賠償請求訴訟費で十五万って、これ、勘定合えしませんな、これ。ね、未納分三十万円でしょう、そして、人件費、金額ここに書いてませんけれども、人件費は何人で期間は何日間働いてもらったんですか。

○議長（岩本 孝）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）十二番、大谷龍雄議員の御質問にお答え申し上げます。

令和六年七月一日から同年十二月二十四日までの約六か月間働いていただいた人件費でございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（岩本 孝）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）したら、これはもうあれですか、違約金の三十万円の支払いはここには入っていない、別の訴訟で三十万円は訴えをしてるということになりますね、これ、入ってないわな、これ。十五万二千元やもんね。これ、全体で訴訟はこれ、幾つしてますの、これ。一つだけ違いますな、それやったらね。

○議長（岩本 孝）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

先ほど報告させていただいた三十万円分と訴訟の分、合わせますと約百四十七万七千円程度でございます。今回、補正予算を組むに当たりますして、計上させていただいている費用としましては、顧問弁護士への着手金が十三万二千元及び印紙代と郵便代が二万円、合計いたしまして十五万二千元を計上させていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（岩本 孝）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

議員各位には、終始御熱心に御精励を賜り、厚く御礼申し上げます。

市長をはじめ理事者各位には、市政発展のため、事務事業の執行にますます御精励賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とします。ありがとうございます。

市長から御挨拶があります。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）令和七年五條市議会第三回臨時会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、慎重審議の上、原案のとおり御議決をいただき、誠にありがとうございました。

議員各位には、時節柄、一層御自愛をいただき、市民福祉向上のため、議員活動に御精励をいただきますよう、よろしく願いを申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岩本 孝）これもちまして、令和七年五條市議会第三回臨時会を閉会いたします。

午前十時三十分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 岩本 孝

署名議員 藤富美恵子

署名議員 大谷龍雄

署名議員 仲山 嘉